

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	6 3	受 理 年 月 日	令 和 2 年 6 月 29 日
件 名	介護保険料の不正徴収に係る還付等		
要 旨	<p>京都市等に対し、以下のことを願う。</p> <p>1 京都市右京区役所生活福祉課職員から強制的に何の説明もなく、介護保険料月額3,500円を支払わされている。令和元年12月31日までの損害金は、63,000円である。違法であり、過失責任があり、即刻返戻及び還付すること。</p> <p>2 平成30年4月22日に同課職員は「介護保険料の支払いは税金と同じであり、生活保護受給者といえども支払え」と言った。</p> <p>上記介護保険料42,000円については、日本年金機構京都西年金事務所からの障害年金から毎月差し引きされている。よって、障害年金と生活扶助費と合わせて、従来の生活扶助費から差し引きされ、月額26,000円を窓口払いにて受領している。</p> <p>公的年金の源泉徴収票の所得税法第203条の3第4号適用分に係る平成30年12月31日付けの112,000円及び平成31年12月31日付けの197,232円は、違法であり過失責任がある。即刻返還すること。</p> <p>なお、令和元年9月10日付けで人事院に対し、告発状を書留内容証明郵便で提出している。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		